

第5回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議  
次 第

日 時：令和4年12月6日（火）14：20～

場 所：本部会議室（北庁舎2階）

1 開 会

2 議 事

（1）高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況と今後の対応について

（2）家畜伝染病予防法に基づく消毒命令について

（3）風評被害防止対策について

（4）その他

3 閉 会

第5回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議

日時：令和4年12月6日（火）

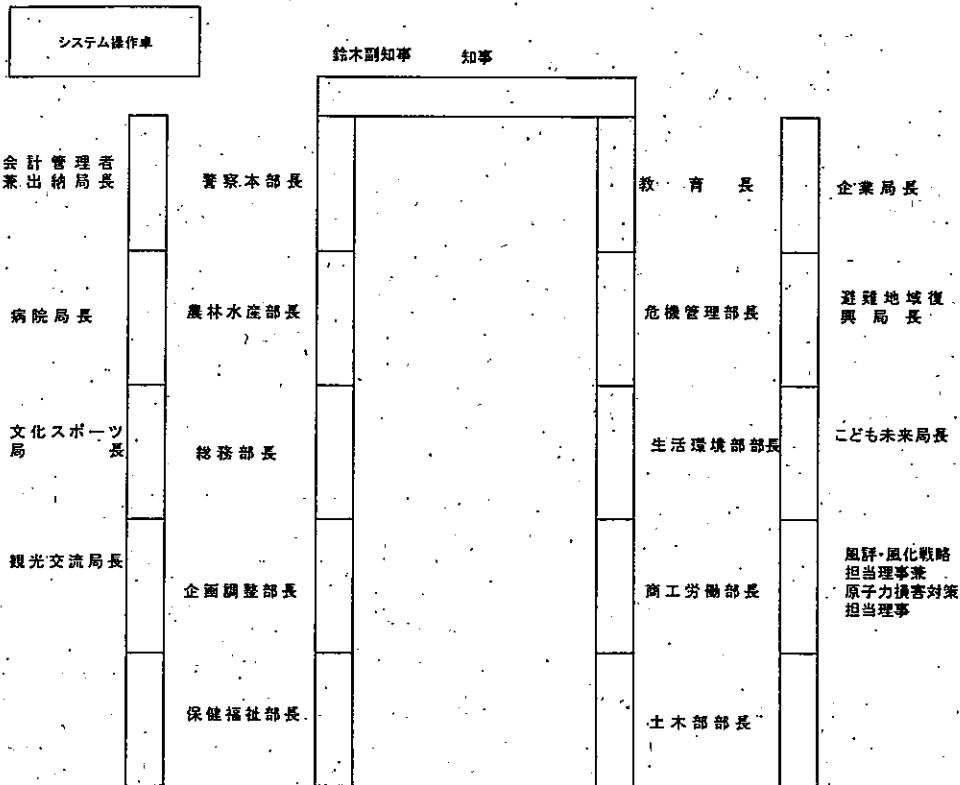
14：20～

場所：北庁舎2階 本部会議室

所 属	職 名	氏 名
	知 事	内堀 雅雄
	副 知 事	鈴木 正晃
総務部	部 長	安齋 浩記
危機管理部	部 長	渡辺 仁
企画調整部	部 長	橋 清司
生活環境部	部 長	久保 克昌
保健福祉部	部 長	國分 守
商工労働部	部 長	小笠原 敦子
土木部	部 長	曳地 利光
教育委員会	教 育 長	大沼 博文
警察本部	本 部 長	児嶋 洋平
会計管理者兼出納局	会計管理者(兼)局長	金子 市夫
企業局	局 長	山寺 賢一
病院局	局 長	三浦 爾
避難地域復興局	局 長	松本 雅昭
文化スポーツ局長	局 長	永田 嗣昭
こども未来局長	局 長	鈴木 竜次
観光交流局長	局 長	市村 尊広
風評・風化戦略担当理事兼原子力損害 対策担当理事		白石 孝之
農林水産部	部 長	小柴 宏幸

# 高病原性鳥インフルエンザ対策本部 会議座席表

R4.12.6



入口

9面マルチディスプレイ

入口

システム機器類  
(TV金庫装置等)

# 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況と今後の対応について

令和4年12月6日  
農 林 水 産 部

## 1 農場の概要

- (1) 所在地：福島県伊達市
- (2) 飼養状況：肉用鶏 14, 474羽
- (3) 飼養棟数：2棟

## 2 経緯

11月28日(月)

- 8:45 農場から異常家きんの通報
- 13:30 県北家畜保健衛生所で簡易検査を実施し13羽中13羽陽性
- 14:30 福島県高病原性鳥インフルエンザ連絡会議を開催
- 15:20 中央家畜保健衛生所で精密検査を開始

11月29日(火)

- 3:00 疑似患畜の判定に備え、第1陣として県職員71名を現地へ派遣
- 4:00 精密検査の結果、H5亜型と確認
- 6:00 疑似患畜確定
- 6:00 第1回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催
- 6:10 殺処分開始
- 9:40 移動制限区域内の農場1戸に立入、異常が無いことを確認
- 14:00 第2陣として県職員70名を現地へ派遣
- 22:00 第3陣として県職員44名を現地へ派遣
- 23:35 殺処分完了(14, 474羽)

11月30日(水)

- 6:00 第4陣として県職員72名を現地へ派遣
- 14:00 第5陣として県職員51名を現地へ派遣
- 21:50 2棟の清掃・消毒と処分鶏等の埋却作業完了
- 【 発生農場における防疫措置完了 】
- 22:00 第6陣として県職員11名を現地へ派遣

### 3 防疫措置の進捗状況について（12月6日時点）

#### （1）発生農場における防疫措置

##### ①殺処分

14,474羽の殺処分完了（11月29日23時35分）

##### ②鶏舎の清掃消毒と埋却状況

2棟の清掃消毒と処分鶏等の埋却作業完了（11月30日21時50分）

【発生農場における防疫措置完了】

#### （2）動員者数について

延べ 431名

内訳：県職員 314名

市町村職員 70名

団体職員 42名

#### （3）制限区域の設定

##### （ア）半径3km以内の1箇所 約14,000羽の農場に移動制限

11/29 9:40 移動制限区域内の農場1戸に立入、異常が無いことを確認

11/29～ 農場からの毎日の報告により、異常が無いことを確認

##### （イ）半径3km～10km以内の22箇所 合計約630,000羽の農場に搬出制限

11/29～ 農場からの毎日の報告により、異常が無いことを確認

#### （4）消毒ポイントの稼働について

4箇所を設置、稼働（11月29日6時00分）

2箇所を1箇所に統合。計3箇所を設置、稼働済み（12月3日12時00分）

#### （5）移動制限区域（1戸）における発生状況確認検査について

（ア）検査実施日 11月29日

（イ）検査内容 臨床検査、ウイルス分離検査及び抗体検査（10羽）

（ウ）検査結果 異常がないことを確認（12月3日最終判定）

#### 4 今後の対応について

##### (1) 発生農場

- 11月29日 殺処分終了
- 11月30日 畜舎清掃・消毒（1回目）※1  
埋却終了  
農場敷地内消毒

【 防疫措置完了 】

- 12月7日 畜舎清掃・消毒（2回目）※1
- 12月14日 畜舎清掃・消毒（3回目）※1

※1 畜舎清掃・消毒は、1週間間隔で3回実施

##### (2) 移動制限区域内の農場

- 11月29日 農場からの報告により、死亡羽数及び異常の有無を確認  
(移動制限区域の解除の前日まで毎日継続)
- 12月3日 発生状況確認検査で異常がないことを確認  
【 想定される日程 】 (毎日の報告で異常がなかった場合)
- 12月11日 清浄性確認検査（12月15日結果判定の見込み） ※2
- 12月22日 移動制限区域解除

※2 「清浄性確認検査」：制限区域内の清浄性を確認するため、防疫措置の完了後10日が経過した後に移動制限区域内の農場に対し行うウイルス分離検査及び抗体検査。

##### (3) 搬出制限区域内の農場

- 11月29日 農場からの報告により、死亡羽数及び異常の有無を確認  
(搬出制限区域の解除の前日まで毎日継続)
- 【 想定される日程 】 (上記(2)の清浄性確認検査及び毎日の報告で異常がなかった場合)
- 12月15日 搬出制限区域解除

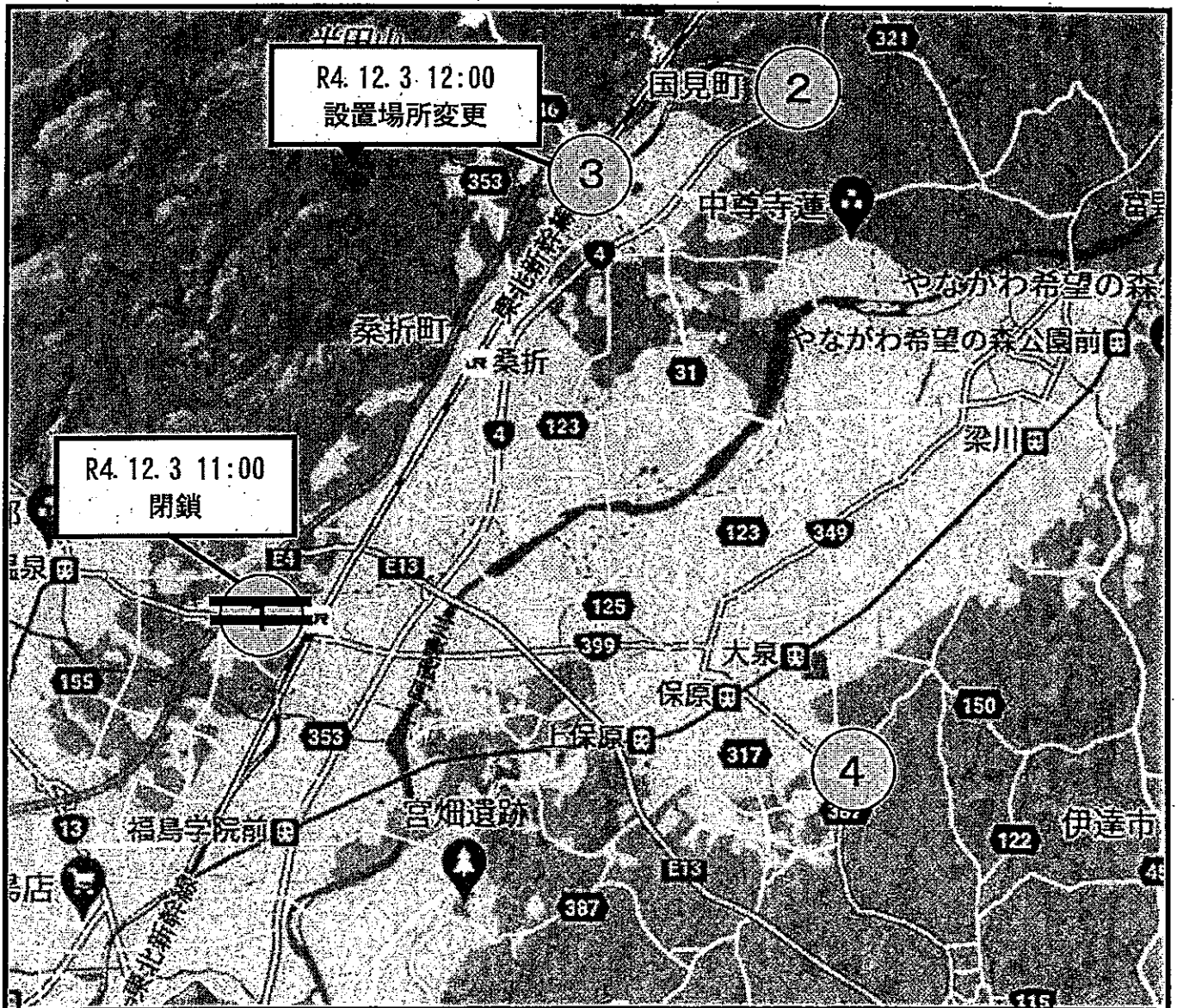
\* 搬出制限区域解除前においても、運搬車両の消毒が十分であることを条件に、国との協議の上、農場毎に区域外への搬出が可能となる。

( 12月6日現在、搬出が可能となった農場：9農場 )

# 消毒ポイント（畜産関係車両消毒実施箇所）の設置について

以下の地点に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両の消毒を行っています。  
 なお、令和4年12月3日から、一部統合し、以下のとおり変更します。

番号	設置箇所	住所	消毒方法	証明書発行	稼働	備考
<del>1</del>	<del>伊達市伊達総合支所</del>	<del>伊達市前川原25</del>	<del>噴霧</del>	<del>有</del>	<del>24時間</del>	<del>R4. 12. 3 11:00 閉鎖</del>
2	国道4号線上下線 国見町石母田鹿島駐車場	国見町石母田鹿島 (県北中学校そば)	噴霧	有	24時間	
3	県道46号線(白石国見線)	国見町小坂塚田地内	噴霧	有	24時間	R4. 12. 3 12:00 設置場所変更
4	JAふくしま未来 保原営農センター資材置き場	伊達市保原町柱田地内	噴霧	有	24時間	



## 家畜伝染病予防法に基づく消毒命令について

県内で高病原性鳥インフルエンザが発生したことに加え、全国的に発生頻度が例年よりも高いことから、県内でのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法第30条に基づき、県内全域の家きんの所有者に消毒を実施する命令を発出する。

### (1) 根拠法令

家畜伝染病予防法第30条

都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。

### (2) 消毒命令の内容

ア 告示の時期

令和4年12月9日県報登載

イ 告示の内容

(ア) 実施区域：県内全域

(イ) 実施期日：令和4年12月10日から令和5年3月31日まで

(ウ) 実施方法：家きん飼養農場における消石灰の農場内散布

### (3) その他

ア 高病原性鳥インフルエンザに係る本県での過去の消毒命令の発出状況

実施年度	命令月日
平成18年度	平成19年2月13日
平成20年度	平成20年5月9日
令和2年度	令和2年12月17日

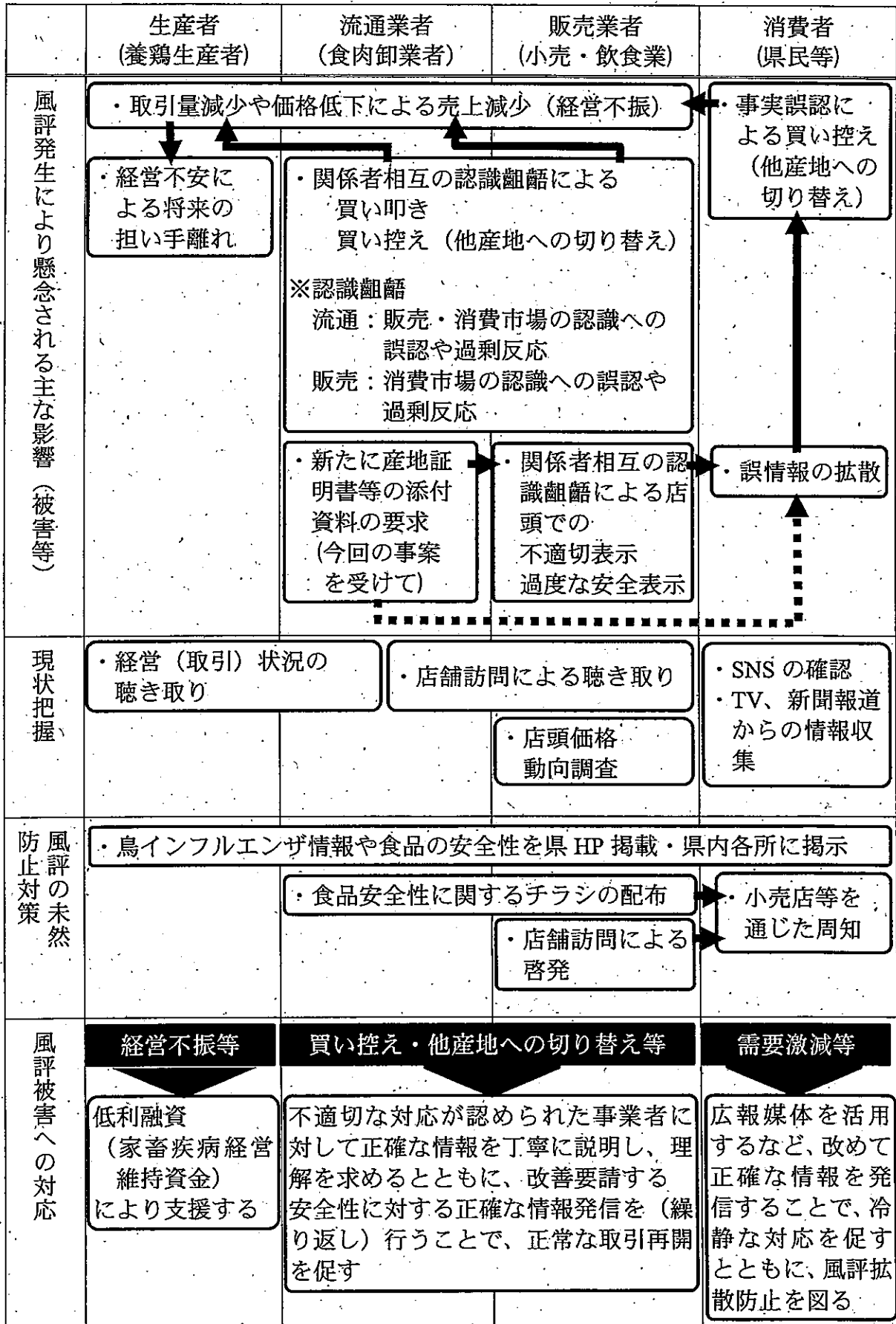
イ 令和4年10月以降、他都道府県における消毒命令の発出状況（下線は発生道県）

北海道、秋田県、栃木県、群馬県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛媛県、佐賀県、大分県、宮崎県、熊本県（12道県）



# 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う風評被害防止対策

令和4年12月6日  
高病原性鳥インフルエンザ対策本部



## 現状把握（経営（取引）状況の聴き取り）

令和4年12月6日  
高病原性鳥インフルエンザ対策本部

- 1 調査実施者  
福島県（高病原性鳥インフルエンザ対策本部）
- 2 調査対象（関連団体を含む）
  - (1) 鶏肉関係  
4事業者
  - (2) 鶏卵関係  
4事業者
- 3 調査実施日  
令和4年12月2日（金）～
- 4 調査項目及び調査状況（令和4年12月5日現在）

調査項目	鶏肉関係	鶏卵関係
① 価格への影響	風評等の影響は認められず	風評等の影響は認められず
② 取引量への影響	風評等の影響は認められず	風評等の影響は認められず
③ 取引先等の反応	風評等の影響は認められず	風評等の影響は認められず

## 現状把握（店舗訪問による聴き取り）

令和4年12月6日  
高病原性鳥インフルエンザ対策本部

### 1 調査実施者

福島県（高病原性鳥インフルエンザ対策本部）

### 2 調査対象

県内の鶏肉等を販売する小売店（スーパーマーケット、精肉店等）2,106店舗のうち、おおむね4分の1程度を調査

### 3 調査実施期間

令和4年12月1日（木）から12月13日（火）まで

### 4 調査項目及び調査状況（令和4年12月5日現在）

#### （1）調査店済数

126店

（県北23店、県中12店、県南16店、会津12店、南会津9店、  
相双33店、いわき21店）

#### （2）風評に該当するような表示等の有無

なし

#### （3）鳥インフルエンザ発生前後の鶏肉・鶏卵価格、入荷状況の変動

なし（飼料価格等の高騰による変動を除く）

#### （4）消費者による鶏肉・鶏卵の買い控えの有無

なし

現状把握（SNSの確認やTV、新聞報道からの情報収集）

令和4年12月6日  
高病原性鳥インフルエンザ対策本部

- 1 調査実施者  
福島県（高病原性鳥インフルエンザ対策本部）
- 2 調査実施日  
令和4年11月29日（火）～
- 3 調査状況（令和4年12月5日現在）  
風評の発生が疑われるようなSNSでの書き込み等は確認されず

各種相談窓口の設置と相談件数

令和4年12月6日  
高病原性鳥インフルエンザ対策本部

- 1 調査実施者  
福島県（高病原性鳥インフルエンザ対策本部）

- 2 庁内関係課等に設置した各種相談窓口への問合せ状況

(12/5 17:15 現在)

窓口	設置場所	設置日	相談件数	主な相談内容
鳥インフルエンザ一般	農林企画課	11月29日	2件	消毒ポイントの場所、証明書の発行等
人の健康相談	地域医療課	11月29日	10件	卵を食べて大丈夫か等
野鳥	(平日) 自然保護課 (土日祝日) 野生生物共生センター	11月29日	3件	野鳥が死んでいる これまでどおり野鳥にエサをあげても大丈夫か等
周辺農場の経営相談	農業振興課	11月29日	0件	
計			15件	

## 伊達市で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置に伴う 周辺環境への影響について

令和4年12月6日

生活環境部

伊達市で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置が行われている農場周辺で、河川及び地下水の調査を令和4年11月29日（火）以降、継続して実施しましたが、その結果、有意な変動はなく、異常は認められませんでした。

今後は、週1回程度、同一地点における調査を継続して、推移を確認していきます。

なお、調査結果は、県のホームページでお知らせします。

URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/2022toriinflu.html>

### 記

1 試料採取日 令和4年11月29日、30日、12月1日

2 調査結果

採水地点		採水日	pH	EC (mS/m)	TOC (mg/L)	カルシウムイオン (mg/L)	陽イオン 界面活性 剤 (mg/L)	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素 (mg/L)
河川	農場上流 側	11月29日	8.1	21	2.4	21	<0.2	1.0
		11月30日	8.0	26	2.2	22	<0.2	1.0
		12月1日	7.9	26	2.2	23	<0.2	0.9
	農場下流 側	11月29日	8.0	21	2.2	21	<0.2	1.0
		11月30日	8.0	25	2.2	22	<0.2	1.0
		12月1日	7.9	26	2.2	23	<0.2	0.9
地下 水	農場周辺 5地点	11月29日	6.6~7.7	8~35	<0.5~1.8	5.4~49	<0.2	0.2~4.2
		11月30日	6.7~7.9	8~32	<0.5~1.9	4.9~48	<0.2	0.2~4.3
		12月1日	6.6~7.8	8~35	<0.5~1.7	5.3~49	<0.2	<0.2~4.6

#### 【調査項目の概要】

- 基本的な項目：pH（水素イオン濃度）、EC（電気伝導率）
- 埋却物の影響を確認する項目：TOC（全有機炭素）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- 消毒剤の影響を確認する項目：pH、カルシウムイオン（石灰成分）、陽イオン界面活性剤（消毒剤の成分）

#### 〈参考〉環境基準値

- 河川水：pH 6.5以上8.5以下、  
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/L以下
- 地下水：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/L以下

## 高病原性鳥インフルエンザ発生時等の対応について

令和4年12月6日  
保健福祉部

### I 愛玩鳥等について（食品生活衛生課）

#### 1 愛玩鳥（ペット）に関する相談の受付等

県民等からの愛玩鳥に関する相談に対しては、動物愛護センター又は同支所において、死亡状況等の詳細な聞き取りを行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、高病原性鳥インフルエンザが疑われるときには迅速診断キットによる検査を行う。

#### 2 動物取扱業者（鳥類を販売・保管・展示する施設）に対する指導等

鳥類を取り扱う動物取扱業者に対しては、飼育する鳥の健康観察等を徹底し、異常が認められた場合には、動物愛護センター又は同支所に速やかに通報するよう指導している。

また、異常鳥が発見されたとの通報があった場合は、動物愛護センター又は同支所において、現地調査を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザが疑われるときには迅速診断キットによる検査を行う。

なお、県内（中核市を含む）で鳥類を販売・保管・展示する動物取扱業施設数は、64施設（県25、福島市7、郡山市18、いわき市14）である。

**令和4年12月5日時点で、県内の動物取扱業において管理されている鳥類に異常は確認されていない。**

### 3 食鳥処理場における対応

#### (1) 大規模食鳥処理場（年間処理羽数が30万羽を超える施設）

食肉衛生検査所の獣医師（食鳥検査員）が食鳥の生体検査の際に、高病原性鳥インフルエンザを疑う異常鳥を発見した場合には、迅速診断キットによる検査を行い、陽性の場合には家畜保健衛生所に通報し、連携しながら対応する。

※ 大規模食鳥処理場：2施設（令和3年度処理羽数：3,857,807羽）

#### (2) 小規模食鳥処理場（年間処理羽数が30万羽以下の施設）

異常鳥が発見されたとの通報があった場合には、食肉衛生検査所において現地調査を実施し、高病原性鳥インフルエンザの感染を疑う場合には、迅速診断キットによる検査を行うとともに、陽性の場合には家畜保健衛生所に通報し、連携しながら対応する。

なお、小規模食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者に対しては、異常鳥が認められた場合、速やかに食肉衛生検査所に通報するよう指導を実施するとともに、食鳥処理事業者との連絡体制についても整備している。

※ 小規模食鳥処理場：2施設（令和3年度処理羽数：11,222羽）

**令和4年12月5日時点で、食鳥検査員による異常鳥の発見及び各処理場の食鳥処理衛生管理者からの異常鳥発見の通報はない。**

#### 4 緊急連絡網による対応

食品生活衛生課、動物愛護センター及び食肉衛生検査所並びに中核市保健所は、緊急連絡網により、関連する異常発生時等の情報を共有し、十分な連携を図りながら速やかに対応する。

#### 5 県民に対する情報提供

ホームページにより、鶏肉や鶏卵の安全性や愛玩鳥の飼養者に対する注意喚起等の情報提供を行っている。

### II 人の健康について（地域医療課）

#### 1 死亡した家きん等の回収及び防疫作業に従事した職員の健康観察

当該家きんの農場従事者の健康観察は、感染家きん等との最終接触日から10日間、管轄保健所にて行う。

防疫作業の従事者の健康状態を確認するために、各保健所から健康調査チームを11月29日（火）から現地の集合センターに派遣し、健康調査を実施。

防疫作業員の健康観察は、最終作業日から10日間、各所属において実施し、その結果を管轄保健所に報告する。

なお、下記に該当する症状を確認した場合、感染症指定医療機関への受診を勧奨することとしているが、12月5日（月）までに該当者はいない。

#### 【症状】

38度以上の高熱、咳や息苦しさなどの急性呼吸器症状があり、かつ、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 10日以内に鳥インフルエンザウイルスに感染している若しくはその疑いがある鳥（鶏、あひる、うずら等）、又は死亡鳥との接触歴（直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同じ。）を有する者

イ 10日以内に患者（疑い例を含む。）との接触歴を有する者

#### 2 鳥インフルエンザに関連した県民の健康に関する相談

専用番号（024-521-7408）による相談窓口を設置し、県民からの相談対応を行っている。

平日 8時30分～21時00分

土日祝 9時00分～17時15分

窓口への相談件数は、12月5日（月）までに10件（土日は0件）。

#### 3 県民に対する情報提供

ホームページにより、鳥インフルエンザの相談先を周知すると共に、症状や予防方法について情報提供を行っている。

※衰弱又は死亡した野鳥又はその排泄物を見つけた場合は、直接触れないこと。

もしも触れた場合には、速やかに手洗いをする事。